

令和6年10月29日

豊見城市長
徳元次人様

豊見城市上下水道事業審議会
会長 平敷徹男

答申書

令和6年5月21日付、豊上総第85-1号により諮問のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

豊見城市水道料金の水準について

2 答申内容

水道事業について、沖縄県企業局の水道料金が段階的に値上げされることに加え、昨今の物価高騰や施設の老朽化、将来的に人口減少が予測される中、今後の事業経営は大変厳しい状況となります。

よって、上記の要因が現在の水道事業の経営状況に与える影響を鑑み、今後4億円の増収を目指すこととし、そのために水道料金を改定すること、かつ課題を先送りにしないために、沖縄県企業局の水道料金値上げ以外に、現時点で予測される今後の変動要因への対応も含めて早めに改定することが望ましいと考えます。

以上のことから、当審議会において、水道事業の今後の経営状況や使用者の負担などを総合的に検討した結果、別紙「水道料金改定表」が豊見城市水道料金の適正水準であると結論付けました。

なお、当該答申には次のとおり付帯意見を付することといたします。

付帯意見

- ① 沖縄県企業局に対し、今後水道料金の値上げを行う際は、事前に受水事業体への説明と協議を行ったうえで手続きを進めるように求めること。
- ② 昨今の社会経済情勢の下では、市民生活に及ぼす影響が大きい水道料金の改定に当たり、検討の経過に加え、改定の趣旨及び内容等について市民に十分に理解していただくため、効果的な周知・広報活動に努めること。
- ③ 水道料金、下水道使用料については、持続的に安定的な運営を図っていく必要があることから、経営戦略に基づき、3～5年毎に定期的に見直しを図ること。

別紙「水道料金改定表」

(税 抜)

改正後					改正前					
種別	用途	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1月1立方メートルにつき)		種別	用途	使用料金表		
		水量	料金	水量	料金			基本料金1月につき	従量料金1月1立方メートルにつき	
専 用 給 水 装 置	家事用	8立方メートルまで	1,600円	9から20立方メートルまで	220円	専 用 給 水 装 置	家事用	基本水量8立方メートル まで1,200円	9立方メートルから20立方メートルまで	185円
				21から35立方メートルまで	280円				21立方メートルから35立方メートルまで	225円
				36から50立方メートルまで	310円				36立方メートルから50立方メートルまで	250円
				51立方メートル以上	330円				51立方メートル以上	260円
	営業用 団体用	10立方メートルまで	2,700円	11から30立方メートルまで	320円		営業用 団体用	基本水量10立方メートル まで2,100円	11立方メートルから30立方メートルまで	255円
				31から50立方メートルまで	350円				31立方メートルから80立方メートルまで	295円
				51から100立方メートルまで	380円				81立方メートル以上	320円
				101立方メートル以上	400円					
	浴場営業用	100立方メートルまで	21,000円	101立方メートル以上	120円		浴場営業用	基本水量100立方メートルまで21,000円	101立方メートル以上	120円
	臨時用	1立方メートルにつき	520円				臨時用		1立方メートルにつき	410円
その他 用	10立方メートルまで	2,700円	11から30立方メートルまで	320円	その他 用	基本水量10立方メートル まで2,100円	11立方メートルから30立方メートルまで	255円		
			31から50立方メートルまで	350円			31立方メートルから80立方メートルまで	295円		
							81立方メートル以上	320円		

				51 から 100 立方メートルまで	380 円
				101 立方メートル以上	400 円
私設 消火 栓	演習用	1 基 1 回 10 分間ごと	2,700 円		
連合 専用 給水 装置	連合専用	全戸数が家庭用の場合は、使用水量各戸が平均に使用したものとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用の戸数で除し、1戸平均が25立方メートルまで使用した場合は家事用で、25立方メートルを超える水量については営業用で徴収する。なお、空き家が生じても戸数とみなす。			

私設 消火 栓	演習用	1 基 1 回 10 分間ごと	2,100 円
連合 専用 給水 装置	連合専用	全戸数が家庭用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したものとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用の戸数で除し、1戸平均が25立方メートルまで使用した場合は家事用で、25立方メートルを超える水量については営業用で徴収する。なお、空き家が生じても戸数とみなす。	